

建築士太陽光発電設備説明制度について

(建築士による建築主への太陽光発電設備の説明に関する制度)

- 1 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例の改正
- 2 条例改正の背景
- 3 建築物太陽光発電設備等総合促進事業の全体像について
- 4 建築物太陽光発電設備等総合促進事業のスケジュール
- 5 建築士太陽光発電設備説明制度について
- 6 説明書面（リーフレット）について
- 7 ガイドラインについて

1 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例の改正

○令和5年3月に「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」を改正

<主な改正事項>

- 「**脱炭素化社会**」を目指すことを基本理念とする
- 脱炭素社会実現を目指すための**新たな制度を規定**
 - ・ **太陽光発電設備の普及を目指す「建築物太陽光発電設備等総合促進事業」**
 - ・ 現行の多量排出事業者等への条例報告義務制度の見直しによる、新たな事業者評価・支援制度である「**事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度**」

(1) 川崎市地球温暖化対策推進基本計画（改定）

脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」を踏まえ、**脱炭素社会の実現に向けた取組を一層加速化させる**ため改定（令和4年3月）

3つのポイント

Point 1 2050年の将来ビジョンの明確化

- ・エネルギー視点、市民生活、交通環境などのアプローチで2050年の具体化
- ・カーボンニュートラルコンビナート構想をイメージ化

Point 2 2030年度の削減目標等の設定

- ・2030年度までに**温室効果ガス▲50%削減**（2013年度比）
- ・2030年度までに**再エネ導入目標33万kW以上**導入（2020年度実績20万kW）

Point 3 特に施策効果の高い5大プロジェクトの設定

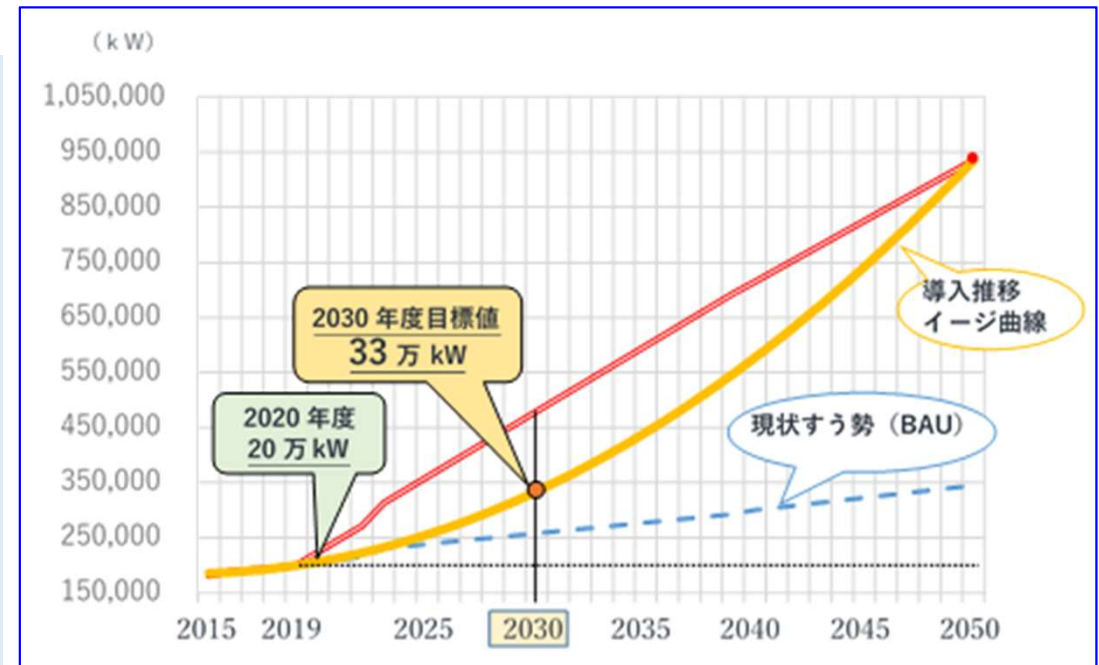
- ・**地域エネルギー会社**を中核とした市域の再エネ利用拡大
- ・**再エネ導入に係る義務制度**の検討
- ・事業者の脱炭素化を促進するための**計画書・報告書制度の見直し** など

2 条例改正の背景

(2) 再生可能エネルギー導入目標

地球温暖化対策の推進基本計画で位置付けた**2030年度の再生可能エネルギー導入目標は「33万kW以上導入」**（令和2（2020）年度実績（約20万kW））

現状すう勢（既存の再生可能エネルギー普及施策を継続した場合）のケースでは、2030年度の再生可能エネルギー導入見込は26.5万kWであり、**再生可能エネルギー導入目標の達成には、現状すう勢の2倍の導入速度が必要。**



2 条例改正の背景

(3) 市内の再エネポテンシャル

現状の再生可能エネルギー導入量（約20万kW）に対し、2050年には約94万kW（+73万kW分）のポテンシャルが存在していることを試算。

ポテンシャルのうち、住宅用・事業用の太陽光発電が約72万kWと約99%を占めている。

本市は、市域のほとんど（約9割）が市街化されており、本市が今後、再生可能エネルギーを増やしていく手段としては、**一般家庭（住宅用）及び事業用の建築物への太陽光発電設備の設置が特に有力な手段**であると考えられる。

図表 2050年の再生可能エネルギーポテンシャル試算

発電種別	2020年再エネ電力推計		2050年再エネポテンシャル試算		市域の電力使用量 (2019年現状)	
	導入容量	電力量	導入容量	電力量		
住宅用太陽光発電	41,854kW	51GWh	320,611kW	387GWh	追加的 +72万kW	
事業用太陽光発電	51,924kW	57GWh	490,401kW	592GWh		
陸上風力発電	2,003kW	4GWh	2,003kW	4GWh	—	
洋上風力発電	0kW	0GWh	0kW	0GWh		
水力発電	314kW	2GWh	314kW	1GWh		
地熱発電	0kW	0GWh	0kW	0GWh		
バイオマス発電	108,800kW	571GWh	122,300kW	671GWh		
合計	204,895kW	683GWh	935,629kW	1,655GWh		18,410GWh

追加的
+73万kW

(4) その他の社会的状況

- ① **これから建てられる建築物は2050年にストックとして残るものがほとんど**であることを踏まえると、新たに建てられる住宅用・事業用**建築物への太陽光発電設備の導入施策を強化していく必要がある。**
- ② 国内の電力需給バランスが不安定になっており、電力のひっ迫や電気料金の高騰が続いている中で、太陽光発電設備の技術改良などにより**屋根上の太陽光発電設備で生み出された電気を使用する方が電気を買うよりも低コスト**
- ③ それに加えて、**災害などによる停電時にも電気の活用が可能**であり、また蓄電池があれば夜間や雨天でも活用可能となるなど、レジリエンス強化に繋がるだけでなく、太陽光パネルの設置などのエネルギーの地産地消を進めることは、**エネルギーの地産地消の拡大によるマイクログリッドの形成やエネルギー分散システムの確立**に繋がる
- ④ 市内の建築物への太陽光発電設備の設置が促進されれば、新たにこれに伴う設置やメンテナンス等の需要が創出

■ 総称 建築物太陽光発電設備等総合促進事業

■ 制度1

■ 特定建築物太陽光発電設備等導入制度

延べ床面積**2,000m²以上**の建築物を新増築する**建築主**への太陽光発電設備等の**設置義務**

■ 制度2

■ 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度

延べ床面積**2,000m²未満**の新築建築物を**市内に年間一定量以上建築**する**建築事業者**への太陽光発電設備**設置義務**

■ 制度3

■ 建築士太陽光発電設備説明制度

建築士に対し、建築主への「太陽光発電設備の設置に関する説明」を行う**説明義務**

■ 制度4

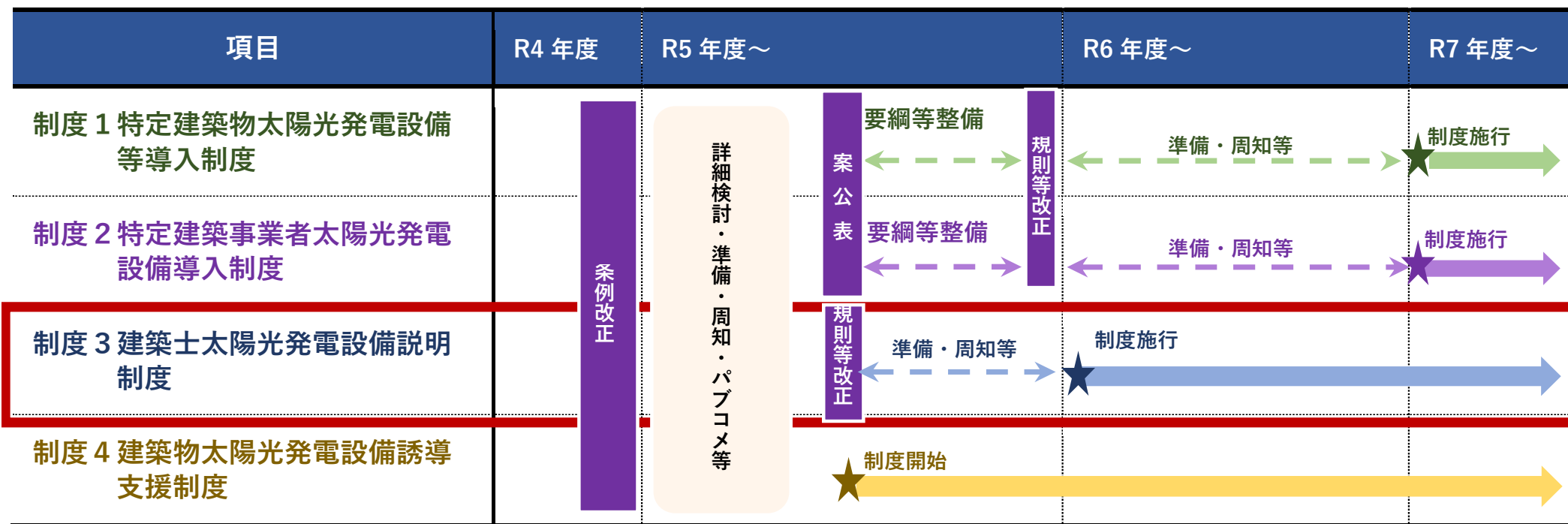
■ 建築物太陽光発電設備誘導支援制度

太陽光発電設備の普及を進める事業者の枠組み「**太陽光発電設備普及事業者登録制度**」や、ポータルサイト「**かわさき太陽光広場**」による市民等への**太陽光発電設備の正確な情報発信**などによる**太陽光発電設備の普及策**

4 建築物太陽光発電設備等総合促進事業のスケジュール

全体スケジュール

- 令和4年度末 条例改正
- 令和5年度秋頃 規則改正、制度4開始
- 令和6年4月** **制度3施行**
- 令和7年4月 制度1、2施行



5 建築士太陽光発電設備説明制度について

制度概要

建築士は設計した建築物の建築主に対して太陽光発電設備に関する説明を書面等で行い、その説明書面等の写しを保管しなければならない。

	項目	内容
1	制度対象者	説明者：建築士（説明を受ける者：建築主）
2	対象建築物	・延床10㎡を超える新築、増築、改築の建築物 ・令和6年4月1日以降に、建築士が建築主から設計の委託を受けた建築物を対象
3	説明の時期	委託契約後から設計完了までの間を基本とする。ただし、 <u>契約前に説明しても構わない。</u>
4	説明の除外規定 (説明しなくて良い場合)	(1)延床2,000㎡以上の建築物の場合（制度1と輻輳するため） (2)建築主が建売住宅などを建築する建築事業者である場合（ハウスメーカー等が反復して説明を受ける場合） (3)建築主が説明を要しない旨の意思表示をした場合 (4)委託契約前に説明をした場合 (5)建築事業者が建築士の使者として代わりに説明をした場合 (6)該当する建築物が市の公共施設である場合 (7)建築物省工ネ法第18条2号、3号に該当する場合（文化財、仮設建築物等）
5	説明内容	・設置することが可能な太陽光発電設備の出力 ・太陽光発電設備の利用による温室効果ガスの排出の量の削減その他の地球温暖化対策に関する情報 <u>⇒市が説明に用いる書面を用意する。</u>
6	書面の保管期間	説明した日から起算して 3年間 とする。



建築士太陽光発電設備説明制度の考え方

- ① 本市が行うスマートハウス補助金を活用して太陽光発電設備等を導入した市民に対するアンケートでは、導入しようと思ったきっかけについて、「**業者からの勧め**」によるとの回答が**60%以上を占めた**ことから、**新築・増築のタイミングで建築主に対する提案説明は重要**な導入のタイミングとなる。
- ② 制度1の対象建築物は、もれなく太陽光発電設備設置に取り組まれることから、延床2,000㎡未満の新築・増築**建築物の構造等に意思決定権を有する建築主に対して、太陽光発電設備の設置を促すことが重要**である。
- ③ 建築物省エネ法の建築物の省エネルギー性能を建築士から建築主に説明する制度を参考とする。

5 建築士太陽光発電設備説明制度について

1 説明対象の建築物

延床面積10㎡を超える建築物とする。

※ただし、増築にあつては当該増築に係る部分を対象とする。

考え方 太陽光発電設備が物理的に設置可能な建築物を対象

2 説明時期

委託契約後から設計完了までの間を基本とする。

※ただし、契約前に説明しても構わない。（除外規定④に該当）

考え方 設計開始後の早い段階等、太陽光発電設備の設置判断が可能となる時期に説明していただきたい。

5 建築士太陽光発電設備説明制度について

3 説明の除外対象

- ①仮設建築物（建築物省エネ法第18条第2号）
- ②文化財等の建築物（建築物省エネ法第18条第3号）
- ③設備設置義務の制度対象である延床面積2,000平方メートル以上の建築物の場合
- ④該当する建築物が市の公共施設である場合

考え方 設備設置になじまない建築物や、本制度によらずとも設置を進める建築物は対象外とする。

- ⑤委託契約前に説明をした場合
- ⑥建築事業者が建築士の使者として代わりに説明をした場合

考え方 実質的に制度の目的を果たしている場合

- ⑦建築士が説明をしようとした際に建築主が説明を要しない旨の意思表示をした場合
- ⑧建売住宅などを建築する事業者が建築主である場合

考え方 建築主が求めない場合や、説明の相手方が反復してしまう場合

5 建築士太陽光発電設備説明制度について

4 説明内容（書面に記載する内容）

説明内容は、次のとおりとする。

- ①設置することが可能な太陽光発電設備の出力
- ②太陽光発電設備の利用による温室効果ガスの排出の量の削減その他の地球温暖化対策に関する情報

考え方 建築主が設置検討をするためのきっかけとなる情報の説明

5 説明書面

説明書面は、紙媒体、電子媒体を問わない。

考え方 媒体は事業の実情に応じて選択可能。

説明書面（データ）は川崎市が作成し、公開いたします。

6 説明書類保存期間

説明に用いた書面の写しを説明をした日から起算して3年間保存する。

考え方 制度の履行や実情の把握を行うことを考慮し一定期間の保存を要する

説明書面は、建築主の方にお渡しするとともに、**写しを建築士の方が保存していただきます。**

5 建築士太陽光発電設備説明制度について

説明のフロー



6 説明書面（リーフレット）について

建築士の方が建築主の方に説明をする際に用いる書面です。

構成

オモテ面

- 太陽光発電を取り巻く状況
- 制度に基づく説明
 - ・太陽光発電設備の利用による温室効果ガスの排出量の削減効果
 - ・設置することが可能な太陽光発電設備の出力
- 説明者等の記載

ウラ面

- 太陽光発電のメリット
 - ・電気代の節約効果
 - ・災害時の利用
 - ・設備の長期間の利用
 - ・維持管理
- 太陽光ポータルサイトの案内

6 説明書面（リーフレット）について

オモテ面

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例に基づく建築士太陽光発電設備説明

太陽光発電設備導入設置について

川崎市 KAWASAKI CITY

今、太陽光発電が注目されています！！

①世界規模の気候変動と川崎市の取組

近年、世界各地で熱波や大雨などの異常気象や気象災害が頻繁に発生しており、川崎市でも、猛暑日が増えたり、台風により床上浸水が発生するようなケースが発生しており、地球温暖化対策は待ったなしの状態です。

そこで川崎市では、脱炭素社会の実現に向けて環境にやさしく、住む方にも電気代削減や、停電時の電気活用などのメリットがある太陽光発電設備の設置を促進しています。その取組の一つとして建築士の方から建築主の方へ太陽光発電設備に関する説明をさせていただいています。

②太陽光発電はメリットがたくさん

太陽光発電設備は建物に設置すれば、環境に大きな影響を与えずに地球温暖化対策ができるだけでなく、「発電した電気で電気代を節約できる」「災害時も家電が使える」といったメリットがあります。

災害時も家電が使える
温暖化対策
電気代の節約

川崎市の温室効果ガスの削減状況

1. 太陽光発電設備の利用による温室効果ガスの排出量の削減効果

太陽光発電は、発電過程で温室効果ガスを排出しないクリーンな発電方法です。川崎市の平均である4kWの設備を設置すると、年間約2,000kg-CO₂の削減が可能です。

これは一般的な世帯が化石燃料由来の電気を使った場合と比べると、年間に排出するCO₂の約80%に相当します。

※東京都庁のCO₂排出実態調査結果による

2. 設置することが可能な太陽光発電設備の出力

太陽光発電設備を屋根などに設置するために必要な面積は一般的に約10㎡/kWと言われています。一般的に日照量が少なくなる北面屋根を除いて試算するとあなたの建物に設置可能な太陽光は _____ kW程度※1と見込まれます。

【上記の計算式 北面屋根を除いた屋根面積※2 _____ ㎡ ÷ 10】

※1 屋根の向きや影射といった周辺環境、屋根の形状などの諸条件によって、実際の設置可能な出力は上記のものとは異なる場合があります。

※2 「北面を除いた屋根面積」とは、水平面（投影）と南を含む南西向きまでの屋根面積の合計を指します。

◆建築主の氏名（法人の場合、名称及び代表者の氏名） / _____

◆建築予定地住所 / _____

◆建築士の氏名 / _____

◆建築士が所属する事務所の名称 / _____

◆説明をした日 / _____ 年 月 日

太陽光発電設備の設置を希望しない旨の申し出有り _____ 年 月 日

ウラ面に太陽光発電設備の魅力を紹介しています

ウラ面

太陽光発電設備導入設置について

電気代が節約できる

太陽光発電で作られた電気を使えば、電力会社から買う電力量が減り、電気代の削減につながり、長期的には初期費用の回収も可能です。

また、太陽光発電で作られた電気は売るよりも自分で使う（自家消費）方がそのメリット大きく、電気代が高騰している現在では、これまで以上にそのメリットが大きくなっています。

＜太陽光発電設備4kWを30年間設置した場合の試算＞（2023年12月試算）

※このほか自宅で使う電気が削減できる効果もあります。
※パネル・機器のリサイクル等を行った場合は約30万円の費用が削減可能（廃棄費含む、屋根の吹き替え等と合わせて実施した場合）
～設置したときの収支シミュレーションをしてみましょう！～

Suncle（サンクル）は、東京電力ホールディングス株式会社が運営する、太陽光発電導入支援サイトです。住所を入力するだけで、設置費用や補助金を踏まえた収支シミュレーションが簡単に行えます。

シミュレーションサイトはコチラ

災害時も家電が使える

太陽があれば発電するため停電時でもスマホ充電やテレビなどの家電が使えます。また、蓄電池があれば発電した電気を貯めることができ、夜間や雨天でも使えるため安心です。

設備は長く使える

25～30年以上使えます。
太陽光パネルの製品寿命は25～30年以上といわれ、他の家電製品と比べるととても長く使える製品です。
※パワーコンディショナーの交換は10～15年程度が必要となります。
※太陽光発電はリサイクル・廃棄ができます。（詳しくは太陽光QAをご覧ください。）

維持管理の手間が少ない

日常的なメンテナンスはほとんどありません。
太陽光パネルにつくゴミやほこりは、雨などで洗い流されてほぼ元の状態に戻りますので、定期的な屋根の上での掃除をする必要はほとんどありません。
ただし、発電量を日常的にチェックすることで設備の異常などを一早く察知することができます。
万が一、発電量の低下や、設備の破損などが見受けられる場合は、むやみに触らず施工業者や販売店に連絡してください。

その他にもいろいろな情報を発信しています！

火災保険の補償対象、水害などの災害への備え、リサイクルや廃棄、屋根のメンテナンスといった設備の様々な疑問はこちらをご覧ください。

＜太陽光QA＞はコチラ

●川崎市からのお知らせ

☑️ 太陽光発電の情報サイト

川崎市ではポータルサイト「かわさき太陽光広場」で太陽光発電に関する情報を発信しています。この中では、補助制度や、太陽光発電設備の施工業者に関する情報も発信しています。

ポータルサイトはコチラ

2024年2月 川崎市環境局気候変動対策推進課作成

6 説明書面（リーフレット）について

オモテ面①

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例に基づく建築士太陽光発電設備説明

太陽光発電設備導入設置について

今、太陽光発電が注目されています！！

①世界規模の気候変動と川崎市の取組

近年、世界各地で熱波や大雨などの異常気象や気象災害が頻繁に発生しており、川崎市でも、猛暑日が増えたり、台風により床上浸水が発生するようなケースが発生しており、地球温暖化対策は待ったなしの状態です。

そこで川崎市では、脱炭素社会の実現に向けて環境にやさしく、住む方にも電気代削減や、停電時の電気活用などのメリットがある太陽光発電設備の設置を促進しています。その取組の一つとして建築士の方から建築主の方へ太陽光発電設備に関する説明をしていただいています。



年	猛暑日の年10日数
1990	5日
2020	15日

出典:川崎市

②太陽光発電はメリットがたくさん

太陽光発電設備は建物に設置すれば、環境に大きな影響を与えずに地球温暖化対策ができるだけでなく、「発電した電気で電気代を節約できる」「災害時も家電が使える」といったメリットがあります。



①「世界規模の気候変動と川崎市の取組」

⇒気候変動の状況や、川崎市の制度であることを記載。

②「太陽光発電はメリットがたくさん」

⇒「地球温暖化対策」「電気代節約」「災害時のメリット」を紹介。

6 説明書面（リーフレット）について

オモテ面②

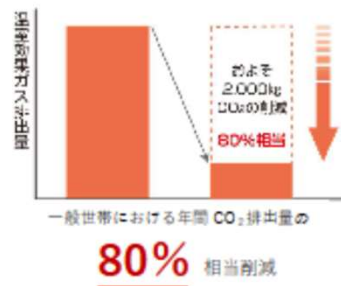
チェックに活用いただけます。

1. 太陽光発電設備の利用による温室効果ガスの排出量の削減効果

太陽光発電は、発電過程で温室効果ガスを排出しないクリーンな発電方法です。川崎市の平均である **4 kW の設備を設置すると、年間約 2,000 kg-CO₂ の削減**が可能です。

これは一般的な世帯が化石燃料由来の電気を使った場合と比べると、**年間に排出する CO₂ の約 80%※に相当**します。

※家庭部門の CO₂ 排出実態統計調査結果による



2. 設置することが可能な太陽光発電設備の出力

太陽光発電設備を屋根などに設置するために必要な面積は一般的に約 10 m²/kW と言われています。一般的に日照量が少なくなる北面屋根を除いて試算すると **あなたの建物に設置可能な太陽光は _____ kW 程度※1 と見込まれます。**

【上記の計算式 北面屋根を除いた屋根面積※2 _____ m² ÷ 10】

※1 屋根の向きや日影といった周辺環境、屋根の形などの諸条件によって、実際の設置可能な設備は上記のものと異なる場合があります。

※2 「北面を除いた屋根面積」とは、水平面（陸屋根）と南を含む東から西向きまでの屋根面積の合計を指します。

◆建築主の氏名（法人の場合、名称及び代表者の氏名） / _____

◆建築予定地住所 / _____

◆建築士の氏名 / _____

◆建築士が所属する事務所の名称 / _____

◆説明をした日 / _____ 年 _____ 月 _____ 日

太陽光発電設備の設置を希望しない旨の申し出有り _____ 年 _____ 月 _____ 日

ウラ面に太陽光発電設備の魅力を紹介しています

1 太陽光発電設備の利用による温室効果ガスの排出量の削減効果
⇒ 4 kW を設置した場合の CO₂ 排出量の削減効果を説明。

2 設置することが可能な太陽光発電設備の出力
⇒ 北面屋根を除いた屋根面積を基に、太陽光発電設備の設置可能な出力を説明。

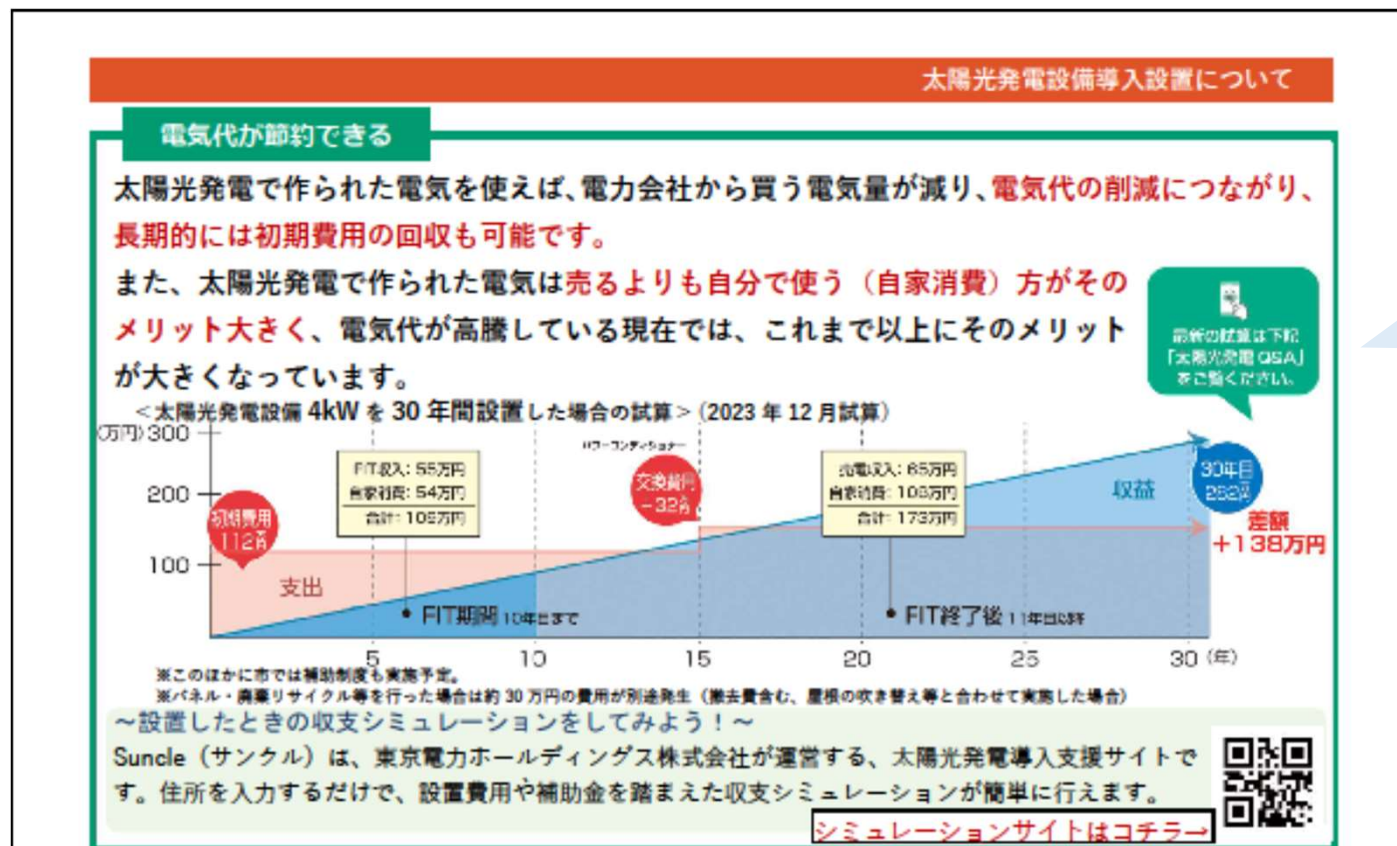
建築士主の氏名、住所等の記載
⇒ 諸情報を記載した上で、建築主の方に交付する。
建築士の方は、「写し」を保存。

※記載は建築士の方が行って構いません。

6 説明書面（リーフレット）について

ウラ面①

太陽光発電設備に関する情報を記載していますので、建築主の方に御覧いただくよう案内をお願いします。



太陽光発電設備を設置した場合の収支シミュレーションを行っており、長期的に経済メリットがあると考えています。

6 説明書面（リーフレット）について

ウラ面②

災害時も電気を使える

太陽があれば発電するため停電時でもスマホ充電やテレビなどの家電が使えます。また、蓄電池があれば発電した電気を貯めることができ、夜間や雨天でも使えるため安心です。



設備は長く使える

25～30年以上使えます。

太陽光パネルの製品寿命は25～30年以上といわれ、他の家電製品と比べると長く使える製品です。

※パワーコンディショナーの交換は10～15年程度で必要となります。

※太陽光発電はリサイクル・廃棄ができます。
(詳しくは太陽光QAをご覧ください。)

維持管理の手間が少ない

日常的なメンテナンスはほとんど必要ありません。

太陽光パネルにつくゴミやほこりは、雨などで洗い流されてほぼ元の状態に戻りますので、定期的に屋根に上って掃除をする必要はほとんどありません。

ただし、発電量を定期的にチェックすることで設備の異常などを一早く察知することができます。

万が一、発電量の低下や、設備の破損などが見受けられる場合は、むやみに触らず施工業者や販売店に連絡してください。

その他にもいろいろな情報を発信しています！

火災保険の補償対象、水害などの災害への備え、リサイクルや廃棄、屋根のメンテナンスといった設備の様々な疑問はこちらをご覧ください。

<太陽光QA>はコチラ



●川崎市からのお知らせ

☑ 太陽光発電の情報サイト

川崎市ではポータルサイト「かわさき太陽光広場」で太陽光発電に関する情報発信を行っています。この中では、補助制度や、太陽光発電設備の施工業者に関する情報も発信しています。

ポータルサイトはコチラ



「災害時」「設備寿命」「維持管理」など特に問い合わせの多い内容を掲載

太陽光QAや、ポータルサイトの情報を掲載

ガイドラインは建築士の方が説明を行うに当たり、説明の流れや関連する情報を知っていただくために用意するものです。

構成

■ 建築士太陽光発電設備説明制度の背景と狙い

- ・ 気候変動の影響の顕在化について
- ・ 川崎市地球温暖化対策推進基本計画について
- ・ 建築物太陽光発電設備等総合促進事業について（条例制度）

■ 建築士太陽光発電設備説明制度について

- ・ 制度概要

■ 説明の流れについて

- ・ 説明の流れ
- ・ リーフレット解説

■ 太陽光発電に関する情報

- ・ 太陽光QAの紹介等

<参考> 関連する条例規則等について (1/2)

条例	条例規則	細則
25条 建築士は、規則で定める建築物の新築等に係る設計を行うときは、規則で定める場合を除き、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物及びその敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。以下同じ。）に設置することができる太陽光発電設備（太陽光を電気に変換する設備をいう。以下同じ。）について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。	第24条 条例第25条第1項の規則で定める建築物は、床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。以下同じ。）の合計が10平方メートルを超える建築物（特定建築物（床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物をいう。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第18条第2号に該当する建築物を除く。）とする。	
	（建築士による説明を要しない場合） 第25条 条例第25条第1項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 （1） 建築主が建築事業者（建築物を新たに建設する工事を業として請け負う者又は建築物を新築し、これを分譲し、若しくは賃貸することを業として行う者をいう。）である場合 （2） 建築主から条例第25条第1項の規定による説明を要しない旨の意思の表明があった場合 （3） その他市長が認める場合	規則第25条第3号に定める「その他市長が認める場合」は次のとおりとする。 （1） 委託契約前に説明をした場合 （2） 建築事業者が建築士の使者として代わりに説明をした場合 （3） 該当する建築物が市の公共施設である場合
	（書面の記載事項） 第26条 条例第25条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 （1） 設置することが可能な太陽光発電設備の出力 （2） 太陽光発電設備の利用による温室効果ガスの排出の量の削減その他の地球温暖化対策に関する情報 （3） その他市長が必要と認める事項	規則第26条第3号に定める「その他市長が認める事項」は次のとおりとする。 （1） 説明をした年月日（建築主から説明を要しない旨の意思の表明があったときは、その表明があった年月日） （2） 建築主の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） （3） 設計を行う建築物の建築を予定する土地の場所 （4） 建築士の氏名（建築主から説明を要しない旨の意思の表明があったときは、その表明を受けた者の氏名） （5） 建築士が所属する事務所の名称

<参考> 関連する条例規則等について (2/2)

条例	条例規則	細則
<p>2 建築士は、前項の建築主の承諾を得て、同項の規定による書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を提供することができる。この場合において、当該建築士は、同項の規定による書面の交付を行ったものとみなす。</p>		
<p>3 第1項の規定による説明をした建築士は、同項の規定により交付した書面の写し又は前項の規定により提供した電磁的記録を規則で定める期間、保存しなければならない。</p>	<p>（書面の写し等の保存期間） 第27条 条例第25条第3項の規則で定める期間は、同条第1項の規定による説明を行った日から起算して3年とする。</p>	

<参考> これまでにいただいた質問と回答

主な質問	回答
説明をしない場合に罰則はあるのか。	本制度には罰則は設けておりません。 ただし、必要に応じて市から建築士の方に報告を求め ることや、市の立ち入り調査が可能な制度となってい ます。
履行状況を公表するのか。	公表は行いません。
該当する建築物について、日照等の問題で太陽光発電 設備設置に不向きな場合でも説明が必要か。	太陽光発電設備の設置が向かない理由を説明いただけ れば構いません。 なお、その場合でも説明書面の写し を保管いただく必要があります。
説明書面の記名は建築主に記載をしてもらう必要があ るか。	建築主の氏名等も含めて、建築士の方が記載いただい ても構いません。

「説明資料」「説明書面」「ガイドライン」「説明会等のQA」については、市HPにおいて後日掲載いたします。

URL：<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000156070.html>



太陽光発電推進ポータルサイト「**かわさき太陽光広場**」

太陽光発電設備の効果やメリットをはじめとした情報や、設備に関するQ&A等の太陽光発電設備に関する情報を発信しています。

今後、**太陽光発電設備普及事業者登録制度**の登録事業者情報も掲載してまいります。

ポータルサイトURL：<https://kawasaki-taiyoukou.jp/>



「**太陽光発電設備普及事業者登録制度**」の登録事業者募集

太陽光発電設備の設置・施工を担うことのできる事業者を「見える化」することで、市民の皆様が**太陽光発電設備設置の検討を進めていただくための一助**となることを目的とします。

太陽光発電設備設置を検討する際に「**どの事業者に頼んでよいかわからない**」といった状況の解消を図ります。

登録事業者様にとっては、**市民の皆様などへのPR機会**となります。

登録申請のURL：<https://kawasaki-taiyoukou.jp/meister-flow>

